

碧南市水防計画（案） 新旧対照表

頁	変更前（令和7年2月修正）	変更後（令和8年2月修正）	改正理由 (備考)																																																																																																																																																																																															
8 53 54 最終	市民協働部防災課 防災課	市民生活部危機管理課 危機管理課	碧南市の機構改革による名称の変更																																																																																																																																																																																															
目次	目次	目次																																																																																																																																																																																																
目次	(略) 第十三章 その他 第一節 市の水防訓練 <u>(追加)</u> <u>第二節</u> 市の水防計画改定要領 (略)	(略) 第十三章 その他 第一節 市の水防訓練 <u>第二節 水防協力団体の業務</u> <u>第三節</u> 市の水防計画改定要領 (略)	県水防計画の反映済																																																																																																																																																																																															
	<b>第二章 水防組織</b>	<b>第二章 水防組織</b>																																																																																																																																																																																																
	<b>第二節 水防管理団体</b>	<b>第二節 水防管理団体</b>																																																																																																																																																																																																
9	1 水防管理団体の組織 (略) (1) 碧南市消防団編成表 (単位：人)	1 水防管理団体の組織 (略) (1) 碧南市消防団編成表 (単位：人)	定員の変更																																																																																																																																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">團名</th> <th rowspan="2">本部 分團 名 分隊 名</th> <th colspan="10">定 員 (令和6年4月時点)</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th colspan="5">消 防 団</th> <th colspan="5">予 備 隊</th> </tr> <tr> <th>團長</th> <th>副團長</th> <th>分團長</th> <th>副分團長</th> <th>部長</th> <th>團員</th> <th>隊長</th> <th>副隊長</th> <th>分隊長</th> <th>副分隊長</th> <th>班長</th> <th>隊員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">碧 南 市 消 防 團</td> <td>本部</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>第1分團</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>第2分團</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>第3分團</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>第5分團</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	團名	本部 分團 名 分隊 名	定 員 (令和6年4月時点)										計	消 防 団					予 備 隊					團長	副團長	分團長	副分團長	部長	團員	隊長	副隊長	分隊長	副分隊長	班長	隊員	碧 南 市 消 防 團	本部	1	1				1	※				4	第1分團			1	2	3	15					21	第2分團			1	2	3	15					21	第3分團			1	2	3	15					21	第5分團			1	2	3	15					21	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">團名</th> <th rowspan="2">本部 分團 名 分隊 名</th> <th colspan="10">定 員 (令和7年4月時点)</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th colspan="5">消 防 团</th> <th colspan="5">予 備 隊</th> </tr> <tr> <th>團長</th> <th>副團長</th> <th>分團長</th> <th>副分團長</th> <th>部長</th> <th>團員</th> <th>隊長</th> <th>副隊長</th> <th>分隊長</th> <th>副分隊長</th> <th>班長</th> <th>隊員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">碧 南 市 消 防 團</td> <td>本部</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>第1分團</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>第2分團</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>第3分團</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>第5分團</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	團名	本部 分團 名 分隊 名	定 員 (令和7年4月時点)										計	消 防 团					予 備 隊					團長	副團長	分團長	副分團長	部長	團員	隊長	副隊長	分隊長	副分隊長	班長	隊員	碧 南 市 消 防 團	本部	1	1									4	第1分團			1	2	3	3	15				21	第2分團			1	2	3	3	15				21	第3分團			1	2	3	3	15				21	第5分團			1	2	3	3	15				21
團名	本部 分團 名 分隊 名			定 員 (令和6年4月時点)											計																																																																																																																																																																																			
		消 防 団					予 備 隊																																																																																																																																																																																											
團長	副團長	分團長	副分團長	部長	團員	隊長	副隊長	分隊長	副分隊長	班長	隊員																																																																																																																																																																																							
碧 南 市 消 防 團	本部	1	1				1	※				4																																																																																																																																																																																						
	第1分團			1	2	3	15					21																																																																																																																																																																																						
	第2分團			1	2	3	15					21																																																																																																																																																																																						
	第3分團			1	2	3	15					21																																																																																																																																																																																						
	第5分團			1	2	3	15					21																																																																																																																																																																																						
團名	本部 分團 名 分隊 名	定 員 (令和7年4月時点)										計																																																																																																																																																																																						
		消 防 团					予 備 隊																																																																																																																																																																																											
團長	副團長	分團長	副分團長	部長	團員	隊長	副隊長	分隊長	副分隊長	班長	隊員																																																																																																																																																																																							
碧 南 市 消 防 團	本部	1	1									4																																																																																																																																																																																						
	第1分團			1	2	3	3	15				21																																																																																																																																																																																						
	第2分團			1	2	3	3	15				21																																																																																																																																																																																						
	第3分團			1	2	3	3	15				21																																																																																																																																																																																						
	第5分團			1	2	3	3	15				21																																																																																																																																																																																						

碧南市水防計画（案） 新旧対照表

頁	変更前（令和7年2月修正）															変更後（令和8年2月修正）															改正理由 (備考)									
分隊	第6分隊			1	2	3	15									21	分隊	第6分隊			1	2	3	15							21									
	第1分隊								1	1	2	13	17					第1分隊							1	1	2	11	15											
	第2分隊								1	1	2	13	17					第2分隊							1	1	2	11	15											
	第3分隊								1	1	2	13	17					第3分隊							1	1	2	11	15											
	第5分隊								1	1	2	13	17					第5分隊							1	1	2	11	15											
	第6分隊								1	1	2	13	17					第6分隊							1	1	2	11	15											
	合計	1	1	5	10	15	75	1	1	5	5	10	65	19	4		合計	1	1	5	10	15	75	1	1	5	5	10	55	18	4									
	第六章 水防に関連する予報・警報															第六章 水防に関連する予報・警報																								
	第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準															第一節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準																								
23	1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表） (略) (10)キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要 (略) (別表3) 大雨注意報基準															1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表） (略) (10)キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の種類と概要 (略) (別表3) 大雨注意報基準																								
市町村等をまとめた地域	市町村名	表面雨量指數基準	土壤雨量指數基準																市町村等をまとめた地域	市町村名	表面雨量指數基準	土壤雨量指數基準																		
西三河南部	碧南市	13	109																西三河南部	碧南市	13	101																		

碧南市水防計画（案） 新旧対照表

頁	変更前（令和7年2月修正）	変更後（令和8年2月修正）	改正理由 (備考)																																										
27	<p>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） (略) (2) 津波情報の発表等 (略)</p> <p style="text-align: center;">津波情報の種類と発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>津波に関するその他の情報</u></td> <td><u>津波に関するその他必要な事項を発表</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) (3) 津波予報 (略)</p> <p style="text-align: center;">津波予報の発表基準と発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td> <td>高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		種類	内容	津波情報	(略)	(略)		<u>津波に関するその他の情報</u>	<u>津波に関するその他必要な事項を発表</u>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表		0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表		津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>2 津波警報等の種類・内容等（気象庁発表） (略) (2) 津波情報の発表等 (略)</p> <p style="text-align: center;">津波情報の種類と発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) (3) 津波予報 (略)</p> <p style="text-align: center;">津波予報の発表基準と発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(削除)</u></td> <td>高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>(削除)</u></td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		種類	内容	津波情報	(略)	(略)		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表		0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(削除)</u>	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表		津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>(削除)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	県水防計画の反映
	種類	内容																																											
津波情報	(略)	(略)																																											
	<u>津波に関するその他の情報</u>	<u>津波に関するその他必要な事項を発表</u>																																											
	発表基準	発表内容																																											
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																																											
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																											
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																											
	種類	内容																																											
津波情報	(略)	(略)																																											
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																											
	発表基準	発表内容																																											
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																																											
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき <u>(削除)</u>	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																											
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき <u>(削除)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																											

碧南市水防計画（案） 新旧対照表

頁	変更前（令和7年2月修正）	変更後（令和8年2月修正）	改正理由 (備考)																																																																																				
30	<p><b>第二節 水防に関する予報・警報の伝達</b></p> <p><b>1 気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図</b></p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p><b>第二節 水防に関する予報・警報の伝達</b></p> <p><b>1 気象、高潮及び洪水に関する予報・警報伝達系統図</b></p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	県水防計画の反映（碧南市に關係のあるところのみ記載）																																																																																				
	<b>第七章 水防警報</b>	<b>第七章 水防警報</b>																																																																																					
32	<p><b>第三節 水防警報を発する基準</b></p> <p><b>1 水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発表基準</b></p> <p>（1）国土交通大臣が水防警報を行う河川</p> <p>ア 降雨等による河川の洪水に関するもの （単位：T.P. メートル）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所名</th> <th>所在地 (位置)</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">矢作川</td> <td>高橋</td> <td>豊田市中島町 (右岸 40.4km 付近)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>岩津</td> <td>岡崎市西藏前町 (左岸 29.2km 付近)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>岡崎</td> <td>岡崎市八帖<sub>(追加)</sub>町 (左岸 23.2km 付近)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>米津</td> <td>西尾市米津町 (右岸 9.8km 付近)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	河川	観測所名	所在地 (位置)	略	略	略	略	略	略	矢作川	高橋	豊田市中島町 (右岸 40.4km 付近)	略	略	略	略	略	略	岩津	岡崎市西藏前町 (左岸 29.2km 付近)	略	略	略	略	略	略	岡崎	岡崎市八帖 <sub>(追加)</sub> 町 (左岸 23.2km 付近)	略	略	略	略	略	略	米津	西尾市米津町 (右岸 9.8km 付近)	略	略	略	略	略	略	<p><b>第三節 水防警報を発する基準</b></p> <p><b>1 水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発表基準</b></p> <p>（1）国土交通大臣が水防警報を行う河川</p> <p>ア 降雨等による河川の洪水に関するもの （単位：T.P. メートル）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所名</th> <th>所在地 (位置)</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">矢作川</td> <td>高橋</td> <td>豊田市中島町 (右岸 40.4km 付近)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>岩津</td> <td>岡崎市西藏前町 (左岸 29.2km 付近)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>岡崎</td> <td>岡崎市八帖<sub>北</sub>町 (左岸 23.2km 付近)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>米津</td> <td>西尾市米津町 (右岸 9.8km 付近)</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	河川	観測所名	所在地 (位置)	略	略	略	略	略	略	矢作川	高橋	豊田市中島町 (右岸 40.4km 付近)	略	略	略	略	略	略	岩津	岡崎市西藏前町 (左岸 29.2km 付近)	略	略	略	略	略	略	岡崎	岡崎市八帖 <sub>北</sub> 町 (左岸 23.2km 付近)	略	略	略	略	略	略	米津	西尾市米津町 (右岸 9.8km 付近)	略	略	略	略	略	略	県水防計画の反映
河川	観測所名	所在地 (位置)	略	略	略	略	略	略																																																																															
矢作川	高橋	豊田市中島町 (右岸 40.4km 付近)	略	略	略	略	略	略																																																																															
	岩津	岡崎市西藏前町 (左岸 29.2km 付近)	略	略	略	略	略	略																																																																															
	岡崎	岡崎市八帖 <sub>(追加)</sub> 町 (左岸 23.2km 付近)	略	略	略	略	略	略																																																																															
	米津	西尾市米津町 (右岸 9.8km 付近)	略	略	略	略	略	略																																																																															
河川	観測所名	所在地 (位置)	略	略	略	略	略	略																																																																															
矢作川	高橋	豊田市中島町 (右岸 40.4km 付近)	略	略	略	略	略	略																																																																															
	岩津	岡崎市西藏前町 (左岸 29.2km 付近)	略	略	略	略	略	略																																																																															
	岡崎	岡崎市八帖 <sub>北</sub> 町 (左岸 23.2km 付近)	略	略	略	略	略	略																																																																															
	米津	西尾市米津町 (右岸 9.8km 付近)	略	略	略	略	略	略																																																																															

碧南市水防計画（案） 新旧対照表

頁	変更前（令和7年2月修正）	変更後（令和8年2月修正）	改正理由 (備考)
	<b>第十章 水防活動</b>	<b>第十章 水防活動</b>	
	<b>第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報</b>	<b>第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報</b>	
50	<p><b>2 愛知県水防テレメータシステム</b></p> <p>(1) (略) (2) 構成</p> <p>[雨量局 58 局] [建設事務所等 9 局] [水位局 95 局] [潮位局 8 局] 計 161 局</p> <p>(愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を <u>181</u> 局設置している。)</p>	<p><b>2 愛知県水防テレメータシステム</b></p> <p>(1) (略) (2) 構成</p> <p>[雨量局 58 局] [建設事務所等 <u>(削除)</u>] [水位局 95 局] [潮位局 8 局] 計 161 局</p> <p>(愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を <u>184</u> 局設置している。)</p>	県水防計画の反映
52	<p><b>6 危機管理型水位計</b></p> <p>(1) 概要 (略) 〔水位計 <u>180</u> 基〕 (令和<u>4</u>年4月1日現在)</p>	<p><b>6 危機管理型水位計</b></p> <p>(1) 概要 (略) 〔水位計 <u>184</u> 基〕 (令和<u>7</u>年4月1日現在)</p>	県水防計画の反映
76	<p><b>第十二節 水防報告と水防記録</b></p> <p>2 市長 市長は、<u>(追加)</u> 水防が終結したとき<u>(追加)</u>、3日以内に別表様式（資料編一資料19）により知立建設事務所に報告するものとする。</p>	<p><b>第十二節 水防報告と水防記録</b></p> <p>2 市長 市長は、<u>県水防本部からの指示があった場合</u>、水防が終結したとき<u>から</u>3日以内に別表様式（資料編一資料19）により知立建設事務所に報告するものとする。</p>	県水防計画の反映
	<b>第十三章 その他</b>	<b>第十三章 その他</b>	
84	<u>(追加)</u>	<p><b>第二節 水防協力団体の業務</b></p> <p><b>1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供</b></p> <p>水防管理団体は、2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができ</p>	県水防計画の反映

碧南市水防計画（案） 新旧対照表

頁	変更前（令和7年2月修正）	変更後（令和8年2月修正）	改正理由 (備考)
		<p>ると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。</p> <p><b>2 水防協力団体の業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力</li> <li>(2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供</li> <li>(3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供</li> <li>(4) 水防に関する調査研究</li> <li>(5) 水防に関する知識の普及、啓発</li> <li>(6) 前各号に附帯する業務</li> </ul> <p><b>3 水防協力団体と水防団等の連携</b></p> <p>水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。</p> <p>津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（法第32条の3）</p> <p><b>4 水防協力団体の申請・指定及び運用</b></p> <p>水防管理団体は、資料20-1を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるよう、資料20に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防</p>	

碧南市水防計画（案） 新旧対照表

頁	変更前（令和 <b>7</b> 年2月修正）	変更後（令和 <b>8</b> 年2月修正）	改正理由 (備考)
85		計画に規定する。	
	<b>第二節</b> 市の水防計画改定要領 (略)	<b>第三節</b> 市の水防計画改定要領 (略)	県水防計画 の反映 済